

2008年10月30日
航安 第43-04号

国土交通大臣 金子 一義 殿

航空安全推進連絡会議
議長 酒井 孝信
東京都大田区羽田 5-11-4
TEL: (03) 3742-9359
FAX: (03) 5705-3264

航空機整備における飛行前点検省略に関する要請

私たち航空安全推進連絡会議（略称：航空安全会議）は、民間航空の安全を最大の課題に、運航乗務員、客室乗務員、航空機整備士、航空管制官、気象予報官、グラウンドハンドリングなど、日本の民間航空のあらゆる分野に働く官と民の労働者、58組合約 17,000 人で組織し、過去 42 年にわたって活動を続けている団体です。

私たち航空安全推進連絡会議は、航空機の安全を確保する観点から、現在国土交通省航空局により検討が進められている「飛行前点検の取扱いの見直し」の改定について反対し、航空機整備について慎重なる施策の検討を要請するものです。

国土交通省航空局は、「航空安全基準アップデートプログラム」にて、「製造者が飛行前点検を設定していない航空機は、飛行前点検を省略しても安全上の支障はない」旨を表明し、飛行前の整備点検を省略できる内容で関係通達を改定し発効させようとしています。

通達改定の概要は、

- ① 航空機製造者が飛行前点検を設定しない場合は、飛行前点検の省略を可能とする。
- ② 上記①の場合においても航空会社が自主的に飛行前点検を設定・実施する場合は、必ずしも確認主任者等による実施を設定する必要はない。

ということであると承知しています。

飛行前点検省略が可能との根拠には、運航乗務員による航空機不具合の探知可能性や機上システム等の信頼性の向上があげられています。しかし、航空機製造者が飛行前点検を設定している航空機と、既に省略可能とした航空機との不具合事例の差異や、過去運航乗務員が探知した事例が一切明らかにされていません。航空局は、B737NG・A320 の 1 年間の不具合事例 13,500 件を分析したとしていますが、「航空会社が調査・分析をした報告を受けた」との回答に終始しています。また、製造者であるボンバルディア社が飛行前点検を省略可能としている DHC-8-400 において、着陸装置やエンジンにトラブルが多発し社会問題化している中で、何の説明もないまま整備上の規制を緩和することは、納得ができません。

飛行前点検を実施しない場合、機長による出発前確認だけとなり、大型機の有償運航として機長の負担が増大することは明らかです。さらに有資格整備士の目視等による点検・確認がなくなり異常の発見の可能性が縮小されます。また、連絡体制やバックアップ体制を強化したとしても、機側に確認主任者が存在しないため、異常発見時の対応が遅れ、運航上の無用の混乱により利用者に不便を強いることが予想されます。利用者の不満を前に運航の効率を優先するあまり、現場での誤った判断を誘引させることも懸念され、安全性を低下させる施策であることは明白です。

私たち航空安全推進連絡会議は、このように安全運航の低下につながる飛行前点検の省略に反対するものです。航空機整備に関する通達において慎重なる検討がなされることを要請いたします。

以上